

緑肥・たい肥等を活用した施肥低減に対する支援 （有機資源活用型減肥栽培推進事業）

土壌診断に基づく施肥設計の見直しを行い、地域有機資源等（緑肥作物、たい肥、VA菌根菌等）を活用することにより、2割以上の化学肥料の施用量の低減を図る農業者グループを支援します。

1 事業の概要

（1）事業実施者

事業実施者（農業者グループ）は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体です（代表者、規約が定められていれば、任意の組織でも結構です）。

（※ 3戸以上の受益農家を含むこと、また、受益農家が21年産水稻の栽培を行っていた場合は21年産の生産調整の実施者であることが必要です。）

（2）事業内容

支援の対象となる取組は、次のア及びイを組み合わせた取組により、事業年の化学肥料の施用量について、基準年より2割以上の低減を図る取組です。

（※1 化学肥料の施用量の2割以上の低減は、肥料の3要素（窒素、リン酸、加里）又は2要素（リン酸、加里）の成分量について、事業年と基準年を比較することにより行います。
※2 事業年の化学肥料の施用量は、平成21年7月～平成22年6月に肥料を購入し、期間中に施肥・作付を開始する作物において、その栽培期間中に施用する化学肥料の施用量です（基準年の化学肥料の施用量は、その作物の事業年の1年前の期間を適用して下さい）。

ア 土壌診断に基づく施肥設計の見直し

土壌診断の結果に基づく処方箋又は施肥設計書により、施肥設計の見直しを行い、これにより化学肥料の施用量の低減を図る取組です。

（※1 土壌診断は、前作の収穫終了後、事業年の当該作物の作付前に実施する必要があります。
※2 土壌診断に当たっては、施肥体系緊急転換対策事業など、国や地方公共団体等による他の事業の支援を受けることも可能です。）

イ 緑肥作物、たい肥など、地域に存在する有機資源等を活用した生産

化学肥料の低減効果を考慮した地域有機資源等の活用により、化学肥料の施用量の低減を図る取組です。

＜地域有機資源等の活用の例＞

- ・ 緑肥作物のすき込み
- ・ たい肥の施用
- ・ VA菌根菌資材（根に共生してリン酸吸収を促進する作用等を持つ）の利用
- ・ 地域特認技術（地域における独自の取組を個別に認定）

※ 地域有機資源等については、肥料の3要素又は2要素に換算（肥効率等も反映）して、施用の前後で概ね1割以上の化学肥料の低減効果のある施用を行う必要があります。

また、基準年に地域有機資源等を施用している場合は、事業年の地域有機資源等の施用量が3要素又は2要素に換算（肥効率等も反映）して、基準年に比べて概ね1割以上の化学肥料の低減効果のある施用（施用量の増加）を行う必要があります。

(3) 助成額

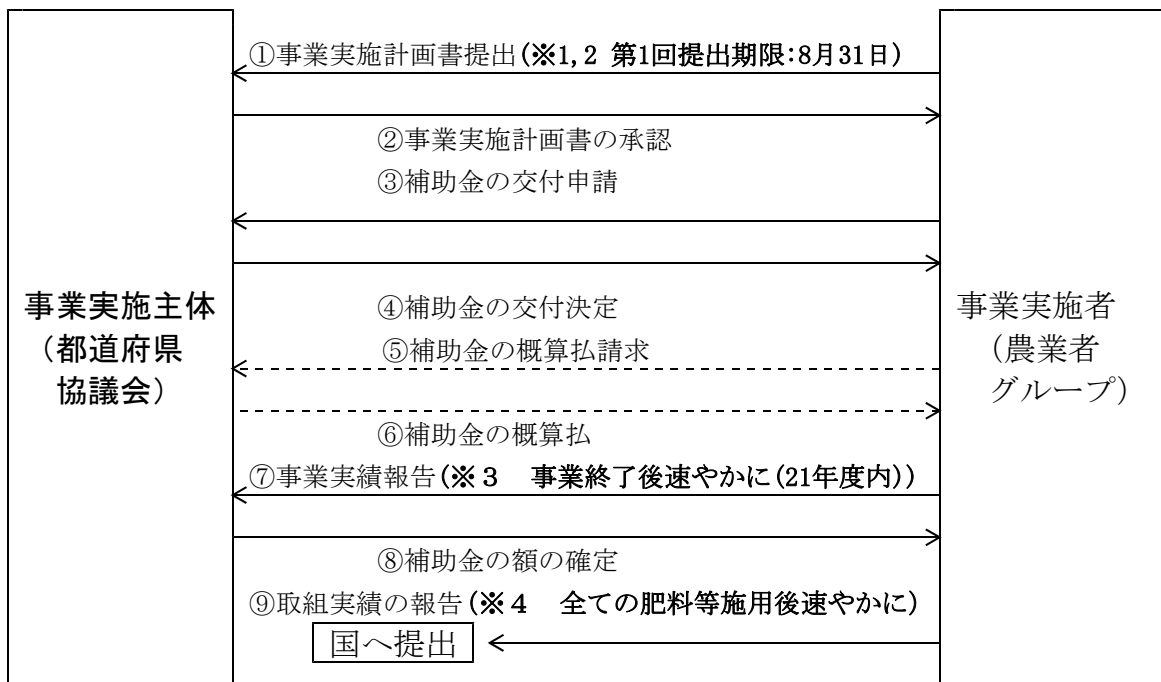
事業年における地域有機資源を活用した取組（上記（2）のイ）の対象面積に対し、1アール当たり300円を助成します。

（助成額合計 = 300円 / a × 事業年の対象面積）

(4) 事業の期間

上記（2）の期間は、平成22年2月28日までです。

2 事業の実施手続き



※1 事業実施計画書の申請受付は、都道府県によって異なりますが、7月頃から開始される見込です。

※2 事業実施計画書の提出期限は次のとおりです。なお、支援を早急に希望する場合は、7月31日までに事業実施計画書を提出することにより、より速やかな事業の実施手続きも可能です。

第1回提出期限：平成21年 8月31日
最終提出期限：平成21年12月25日

※3 事業実績報告書では、「土壌診断に基づく施肥設計の見直し」及び「地域有機資源等の活用」の結果をもとに、化学肥料の施用量を2割以上低減する取組を作成し、提出する必要があります（処方箋又は施肥設計書、地域有機資源等の購入伝票を添付）。

※4 取組実績報告書では、事業実績報告書に即して実際に作物を栽培し、化学肥料の施用量の2割低減に取り組んだ結果を記載して提出する必要があります。